

# 町年寄の選挙

小田 忠

二〇一二年十一月二十五日、朝日新聞の夕刊に「江戸期の町人（投票率一〇〇%）」<sup>1</sup>の見出しで近世大阪における町年寄の選挙が報じられた。数日前に急に大阪商業大学商業史博物館の明尾氏より連絡があり、大阪の町年寄の件で朝日新聞社より取材が入り、協力をしてもらえないか、そのような内容だった。博物館に到着すると、明尾氏より山田佳奈氏を紹介された。既に机の上には町年寄の投票紙と文書<sup>2</sup>が置いてあり、二人が投票について話している最中であつた。山田氏より取材を受けたが、十分に説明出来なかつたことが悔やまれた。

基本的な史料は当時のままであるが、付随的な史料を集め「西高津新地五丁目六丁目の町年寄の選挙」が行われた実像に迫りたい。

「町年寄は惣年寄の指揮監督の下に、町治の一切を処理するのである。当初は元締衆（後の惣年寄）が任命したのであるが、天和（一六

八一—一六八三）頃では既に町人達が選出した人から惣年寄が町年寄を任命することになっていた<sup>3</sup>。そのように南区志は書いている。古い頃から自治が存在した傍証になる。大阪の町年寄は一町で一人が担当するが二町で一人が担当する。所謂兼帯年寄の存在である。

再び南区志から引用する。「元禄十三年（一七〇〇）では大阪三郷六百一町のうち、五百四十六町（九十一%）までそれぞれ一人の町年寄を持つて居る。そしてあと五十五町（九%）が二町以上で一人の町年寄を共に頂いて居るのに過ぎぬ。しかもその十一町（二%）は一町一屋敷か若くは二屋敷であるが為、年寄を選任することが出来なかつたのである。」

西高津新地五丁目六丁目、二つの町で一人の町年寄を選任するから九%に属する。

町年寄の職務を概観したい、仕事の内容は多岐に渡っている。町年寄に任命されれば町のために働き、問題もなく十年も勤めれば賞賛の的となる。

南区志記載の文書は旧南区置屋町正木善次郎氏の蔵本から「年寄役心得有増御触御口達」より抜書抄出されたものが大阪市史第五に紹介されて〈年寄役心得有増〉として掲載された。その後、南区志がこれを元に十四項目にまとめている。ここでは南区志から抜く。

1 調査 生活必需品たる米・塩・味噌・醤油・炭・薪・水油・魚油・酒・毛綿・繰綿の十一品改

諸問屋調 歌舞伎役者、医師、儒者、武家の在住調

2 衛生 橋上、浜先、下水道の掃除

3 町吏の監督

4 宗旨改 宗旨人別の月次判形 人別帳の作製並に保管 同異動

の上申 借屋人の請判取

5 圃米の世話

6 家屋敷 水帳同絵図の作製並に保管 家屋敷の売買、譲与、代

判家守に関する証文、案紙の見改

7 家質の承認

8 風紀 博奕 賭 勝負事的一切 隠売女の取締

9 保安 見廻り夜廻り 捨子の面倒 非人の取締 喧嘩口論の取

鎮め 盜賊の引捕 家出・欠落人の残財保管

10 交通 橋上の整理 遊び船の監督

11 防火・消失 火の用心の注意 烈風の際の特別注意 消火器具の準備 火事場人足の差出し 消防の指図 番所へ火元の注進

12 権度 秤改 升改

13 訴訟 訴訟の和解 訴状の承認 番所の附添

14 御触口達の通達と止録

まさしく一般行政、登記、警察署、消防署などの仕事と多岐にわたっている。町年寄には大きな報酬は付かず、これは各町の式目を見ると明瞭になる。

北組本堺町「丁内定目録」<sup>(5)</sup> 宝暦三癸酉年（一七五三）九月には

一 丁内年寄袴摺巻ケ年限三枚并年頭八朔町中夕祝儀として銀式枚

相送り候

右町中間口割

一 同年寄江暑気并寒気見舞巻ケ度二金百疋

右町中顔割

南組順慶町巻丁目「式目帳」<sup>(6)</sup> 寛政二年（一七九〇）戌十月

一 町内年寄袴摺巻ケ年銀六枚七月十二月両度二三枚代百弍拾九匁

宛相送ル

一 同年寄江七夕并寒暑祝儀巻ケ度二銀四拾三匁遣ス

一 同年寄江暑気寒気見舞巻ケ度二右同断

金澤町「諸祝儀式目并勘定立帳」<sup>(7)</sup> 文化五年（一八〇八）辰三月

一 町内年寄袴摺料巻ケ年二銀七枚七月十二月両度二三枚半代百五

拾匁五分宛相送ル

## 町年寄の選挙

右四点町中役割

一 町内年寄江暑気寒気見舞言ケ度ニ金貳百足宛

右八町中顔割

三町の町年寄の祝儀は、樽肴料・袴摺料、七夕・暑気・寒気見舞、歳暮、年頭、八朔の季節に贈っている。樽肴料は贈答の酒樽と酒のさかなである。袴摺料は、町年寄になれば種類の用事で、袴着用での仕事も多い。袴の使用頻度の問題で、袴が擦れる、その損料的な意味合いである。八朔は、八月一日に物品を贈答して祝う行事。年頭は年の始めを祝う。

樽肴料・袴摺料の史料として文化七年（一八一〇）、南組本町言丁目の「当丁内掟定式目写」<sup>(8)</sup>がある。その中に年寄方江丁中少遣候祝儀がある。

一金子言両	七夕之祝儀
一銀 貳枚	樽肴料
一同 七枚	袴摺料
一金子言両	歳暮之祝儀
一銀 貳枚	樽肴料
一同 七枚	袴摺料

本堺町では、銀五枚と金百足、順慶町言丁目では、銀八枚、金澤町でも、銀七枚と金貳百足。本堺町の年間の祝儀は銀二百十五匁と金一歩、順慶町言丁目では銀三百四十四匁、金澤町は、銀三百一匁と金一歩である。この金額では家業とすりあわせ、町の仕事を優先的に振舞

うために、対価は不十分といわなければならない。

同じ南組順慶町言丁目「式目帳」<sup>(9)</sup>寛政二年戌十月には、〈臨時の分〉として

一 町内年寄代り之節諸祝儀	
金三百足貳ツ	金百足六
南隼三片	銀三両四ツ
同言両貳拾	同言両九拾
同言兩貳拾	同言兩百拾
錢三貫文	

此外小玉打銀包紙熨斗代並支度諸入用凡銀百拾匁計

但御役儀等之増減ニ寄銀高増減有之候事

一 翌年正月十一日新年寄会所入之節諸祝儀金百足言ツ銀三匁言ツ余計なことかもしれないが、年寄の任期中の功績が、町人達が納得するように支払えばよい。関係者は年寄在任中の働きにより右の十種類から選択をする。これは、あくまで臨時の出銀をする定めだから、偏に年寄の働きが報酬支払いの基準になる。順に簡単な説明を付す。当時の貨幣単位で価値の高いのは、金貨、次いで銀貨、銭貨である。將軍家にお目見得した際には大名たちが金馬代として、大判である金貨を贈呈した。將軍家より下賜される場合は、銀馬代として銀子が与えられた。

金三百足言ツ………（足は昔、銭を貢納または進物に用いた時の呼称。一足は銭十文のことで、十足は銭百文、百足は銭一貫文になる。後世、これを金の呼称に

移して金百疋は金一步となった。金百疋は金一步だから、金三百疋は金三步である。ここでは金三百疋が二つだから金六百疋＝金六歩＝金一両二歩になる。）

金百疋六……………（金百疋は金一步と同じ、金六百疋は金六歩になる。やはり金一両二歩である。）

金壹両一……………（金一両は小判一枚、金額的にも贈答時の格でも前者より落ちる。）

南鐮三片……………（南鐮二朱銀と呼ばれ、銀の含有率が多い。南鐮が三片だから銀六朱、四進法で唱えると金一步二朱になる。）

銀三両四ツ……………（銀一両は、贈答時に使用される。銀四匁三分で、銀一両と書かれ包封されているから銀質は不明である。南鐮は計数貨幣だが、小玉銀は秤量貨幣だから、銀三両が四個あるから銀十七匁二分になる。）

同式両拾……………（銀一両が銀四匁三分、銀二両は銀八匁六分になる。それが十個だから銀八十六匁になる。）

同式両貳拾……………（銀一両が銀四匁三分、二十個で銀八十六匁になる。）

同三匁九拾……………（銀三匁に九十個を掛けると銀二百七十匁になる。）

同式匁百拾……………（銀二匁に百十個を掛けると銀二百二十匁になる。）

銭三貫文……………（時代により左右される。これが定められた寛政二年十月頃の大阪の銭相場がなく、大阪相場と近似の相場を示す京都の銭相場を引用した。寛政二年一月から六月までの平均相場は、銭一貫文に対して銀九匁六分八厘五毛である。銭三貫文に上記の数字を掛けると銀二十九匁五厘五毛になる。）

この状況にもかかわらず町年寄の就任はどのような魅力があったのか。

安永六丁酉年（一七七七）七月の炭屋町「式目帳」<sup>10</sup>に面白い項目があった。

一年寄役之義者不輕義二家者万事相慎大切二相動可申勿論役儀二  
 転シ丁内諸用自己之取計有之間敷並私歎ケ間敷義於有之八無異  
 儀役儀相退可申候事

一年寄役義首尾能相勤或者老年二及又者多病二而役義相退候共本  
 人存生之内者丁内諸向相談当役並古役其外丁人中三方共承知之  
 上取計可致事

軽はずみの行動、家の用事は慎み、年寄役を悪用してはならないし、年寄役を軽んじたり、旨みのない仕事である事を嘆き、愚痴を言ったりすれば、異議無く年寄役を退きなさい。年寄役を首尾良く勤

めれば、老年や病気を理由に年寄役を退いても本人が生存中は、丁内での個人的な相談は承知で取りはからう旨の事が記載されている。

当たり前だが厳しい内容になっている。役目をまっとうに務めた者への御礼に心える意味合いともとれる。

### 1 南本町四丁目「町式」天明式壬寅年（一七八二）九月の場合

#### 年寄変り覚

一 退役二付跡役被仰付候八、丁人打寄致入札高札三人を書出し申事先年分詮二御座候若三番目二同札有之候時者無抛四人書出ス也尤入札之居丁人斗致し候事且年寄退役之仁者勿論其家并家守方分者入札不致候事

#### 年寄変入札之仕法

一 居丁人顔に式枚ツ、札を渡し初上座に間を隔てかこひ其かたわらに箱渡置行司之差配にて忝人宛参り年寄役相頼度おもわくの仁之名を書下之銘々実印を押シ見へざるやう二札をたゝみ箱へ入置退く思寄之人忝人なれ八枚枚者白札にて入置可申候右ことくく相済候後月行司立合にて明白二致候事尤跡役被仰付候迄八行司之封印にて札不残つゝみ次之行司へ預ケ置候事

短文であるが、まとめてみる。

年寄が退役するので新しい年寄を選ぶ会議をした。その結果、入札をして高得点の三人を書き出した。これらの行為は先年よりの申し送

りで、もし、三番目に同得点者がいれば、四人を書き出す。入札に参加できるのは、居丁人のみである。年寄退役者、その家の者、同じくその家の家守も入札に参加できない。

居丁人は一人に付き二枚の札を渡す。上座に間をあけて輪になる。その横に投票箱を置き、行司の差配で、一人ずつ行き、年寄にふさわしい人の名前を書き、その下に実印を押す。人に見られないように札をたたみ、投票箱へ入れて退く。最適の人が一人しかない場合は、他の一枚は白札で投票箱へ入れる。全員の投票が終われば月行司の立合で結果を明白にする。跡役が決まるまでは行司が封印し、全部の札を包み、次の行司に預ける。町式目のため、具体的な選挙方法が記載されていないのは惜しい。

#### 南本町四丁目「町式」の居丁人列名

鴻池屋善左衛門	山形屋庄兵衛	河内屋太兵衛
河内屋治郎兵衛		
片上屋庄兵衛	伏見屋五兵衛	播磨屋六兵衛
忝屋甚八		
明石屋仁兵衛	和泉屋平兵衛	綿屋治助
網屋吉左衛門		
吉野屋太左衛門	平野屋半兵衛	今宮屋理兵衛
丸屋平兵衛		
平野屋喜兵衛	乗物屋仁兵衛	今宮屋長兵衛

堺屋久次郎

質屋会所

家守治左衛門

家守方

大和屋平五郎

大和屋小四郎

大和屋甚左衛門

大和屋弥左衛門

山田屋平兵衛

鴻池屋彦助

片上屋儀助

紙屋平兵衛

年寄 和泉屋平兵衛

月行司 網屋吉左衛門

同 吉野屋太左衛門

同 平野屋半兵衛

天明式壬寅年

九月吉日

2本町寺丁目「新御年寄和泉屋三郎右衛門様御任役一件」<sup>(13)</sup> 文政十三寅

八年(一八三〇)の場合

前年寄の伊丹屋四郎兵衛は五年の秋頃より喋ることが困難になってきた。昨年暮れの十二月二十九日に町年寄退役の旨を御定行司に伝えた。寅正月四日に丁人の寄合があり、そこでも是まで通り町年寄を勤めて欲しい、これが全員の答えだった。この旨を伊丹屋四郎兵衛に伝

えた。

この当時、町内の伊丹屋五郎兵衛の掛り合中で、この件が済むまで町年寄を続けてほしいと伝えた所、寅二月十一日になっても伊丹屋五郎兵衛の掛り合の沙汰はなかった。

寅二月十三日に寄合があり、二月十四日には依然として伊丹屋四郎兵衛の病が重く町年寄を退役したい旨の書付を惣御年寄中へ提出した。問題の町内諸掛りは次の三件と伊丹屋五郎兵衛の一件。

子二月十三日朝

一預け銀出入

かし屋 和泉屋五兵衛

丑九月廿五日朝

一白米買掛出入

かし屋 和泉屋清兵衛

かし屋 和泉屋清兵衛

し屋 伊丹屋空之助

同十月五日朝

一預け銭出入

かし屋 和泉屋清兵衛

かし屋 和泉屋清兵衛

一

願人 南瓦屋町

相手 丁内

願人 丁内

願人 丁内

願人 丁内

相手 御池通三丁目

相手 御池通三丁目

願人 丁内

願人 丁内

相手 備後町五丁目

相手 備後町五丁目

伊丹屋五郎兵衛

瓦屋九八郎

小川屋甚平支配

小川屋甚平支配

小川屋甚平支配

小川屋甚平支配

塗屋重助支配か

塗屋重助支配か

小川屋甚平支配

小川屋甚平支配

塚本屋吉兵衛

塚本屋吉兵衛

伊丹屋五郎兵衛

町年寄の選挙

代判彦五郎

右五郎兵衛義御吟味之義有之去十二月廿二日所預ケ被仰付当時御預ケ申二御座候

同月廿三日丁中御一同御寄合之上御彦顔二付白札式枚宛相渡来廿五日朝飯後早々御印形并右札御持参御寄合之御相談

右之通御座候此外四郎兵衛并丁内諸掛り合一切無御座候此段御断申上候以上

同月廿五日、一同寄合つて開札をした。その結果は左記に示す。

寅二月十四日 本町巻丁目 月行司

一 札数四拾式枚

小川屋甚平 大和屋

但廿巻彦顔二付式枚ツ、入札

甚治郎

一 拾七枚

和泉屋三郎右衛門

惣御年寄中

一 拾三枚

大和屋甚治郎

一 七枚

和泉屋源兵衛

伊丹屋五郎兵衛は十二月廿二日に所預けになり、当時お預け中であつた。この件については、所預ケと書いてはいるが理由が書かれていないので不明である。

寅二月十四日、丁内の諸掛りは右の通りで、伊丹屋四郎兵衛他町内の諸掛りは一切ないことを本町巻丁目月行司の小川屋甚平・大和屋甚治郎から惣御年寄中へ報告をした。

開札の結果、相談をして高得点者の三人を書き上げた。

寅二月廿二日惣会所より呼び出され、月行司の小川屋甚平が罷り出て、町年寄退役の義を聞き届けられ、代わり年寄を三四日以内に書き出すように言われた。

一 諸色江戸積問屋

式役

寅二月二十三日に寄合を開き、一人に付き白札二枚を渡し、廿五日朝飯後、印形と札を持参して寄合で協議する、とある。原文は、

一 質并紙商売

和泉屋三郎右衛門

寅二月二十三日に寄合を開き、一人に付き白札二枚を渡し、廿五日朝飯後、印形と札を持参して寄合で協議する、とある。原文は、

一 質并紙商売

当寅四拾才

出すように言われた。

式役

寅二月二十三日に寄合を開き、一人に付き白札二枚を渡し、廿五日朝飯後、印形と札を持参して寄合で協議する、とある。原文は、

一 質并紙商売

大和屋甚治郎

朝飯後、印形と札を持参して寄合で協議する、とある。原文は、

一 質并紙商売

当寅五拾三才

三役

一釘金物商売

和泉屋源兵衛

当寅三拾六才

右の三人は町中相談吟味の上、申し分のない人たちで町年寄を仰せつかつても十分に仕事ができることを報告する。

文政十三寅年二月廿六日に本町吉丁目の丁中連判より惣御年寄中に届けた。

翌廿五日には、書き上げられた書付に押印がないため、念のため判形をして丁中へ差出した。三月九日に南組惣会所より御差紙が到来した。内容は明日十日五ツ時に会所へ来なさい、と書かれていた。

五ツ頃下宿新屋へ参り、惣会所の表へ差し届けると、四ツ頃に呼び出された。人柄見分が終了した。

そして行司の小川屋甚平に尋ねたい、と惣御年寄に言われ、町内より三人を書き上げた理由を尋ねられた。町人言顔につき二枚宛て入札をし、高得点順に書き上げ、相談の結果三人に決めた。

三人の詳細な身上書<sup>(1)</sup>

百年余

六代住宅文化七午年分家

督相統

一諸色江戸積問屋

和泉屋三郎右衛門

当寅四拾才

家内 上八人 下八人

住宅家屋敷表口四軒吉尺吉寸裏行式拾間、土蔵吉ヶ所 但吉役吉ヶ所、家質に差し入れなし。

町内掛屋敷表口八間五寸吉部裏行式拾間、但吉役吉ヶ所、文政十一年南久宝寺町四丁目芳屋卯兵衛方へ銀高式拾五貫目の家質に差し入れている。

長堀治(次)郎兵衛町の浜納屋地付き掛屋敷表口拾間裏行式拾間吉ヶ所、但九部七厘役、文政十亥年北久太郎町式丁目和佐屋卯兵衛方へ銀高三拾貫目の家質に差し入れている。

身上直しき、入札拾七枚。

三拾四ヶ年

初代

一質并紙商売

大和屋甚治郎

当寅五拾三才

家内 上三人 下七人

住宅家屋敷表口三軒六尺式寸五分裏行式拾間、土蔵式ヶ所、但吉役吉ヶ所、以前外方へ家質に差し入れていたが、寅二月本町式丁目金原源兵衛方へ銀高拾五貫目の家質に差し入れる。

身上直しき、入札拾三枚。

百ヶ年余

七代住宅文政八酉年分家

督相統

一釘金物商売

和泉屋源兵衛

当寅三拾六才

家内 上五人 下拾人

住宅家屋敷表口六間吉尺吉寸裏行式拾間、土蔵式ヶ所、但吉役吉ヶ所家質に差し入れ。

町内掛屋敷表口七間四尺五寸五部裏行式拾間、但き役ヶ所文政九戌年五月淡路町耆丁目小西屋佐兵衛方へ銀高式拾五貫目の家質に差し入れ。

身上宜しき、入札七枚。

本町耆丁目の式目は「当丁内掟定式目写」<sup>(5)</sup>として整っているが肝心の年寄の選任については何も書かれていない。幸いにも文政十三寅年「新御年寄和泉屋三郎右衛門様御任役一件」の文書を中心に年寄交代の選挙を見ても一人に付き白札二枚を配り、同じ仁に二枚記入してはならない、とあるだけで投票する人の資格の記載はない。

四拾式枚の白札は二十一人が参加したことになるが、その内訳の記載が無く不明である。

本町耆丁目の水帳・絵図の存在を調べることにした。仲田薫弘「大坂水帳所在目録」<sup>(6)</sup>によると、元禄六年の絵図、安政三年の水帳・絵図があることが判明したが安政三年でも二十六年の差があり、他に史料がないか探していたところ、「丁中名前控」<sup>(7)</sup>文政十三庚寅年閏三月の史料が存在した。勿論、この町は本町耆丁目で町人や借家人を調べた珍しい一品である。他の史料として天保八年に救恤をした町人の所在とについて「仁風便覧」<sup>(8)</sup>から本町耆丁目の町人を列挙する。

年寄 和泉屋三郎右衛門、伊丹屋四郎兵衛、大坂屋理右衛門、和泉屋源兵衛、絵具屋惣兵衛、銭屋宗兵衛、伊丹屋五郎兵衛、岡本屋四郎兵衛、大和屋甚次郎、山本屋休兵衛、米屋太兵衛、津国屋

幸次郎、河内屋与兵衛、塚口屋木右衛門、児嶋屋伝兵衛、紀伊国屋弥兵衛、日野屋七郎兵衛、泉屋理介、近江屋休兵衛の十九名。今度は「丁中名前控」の顔ぶれを見る。

伊丹屋四良兵衛、大坂屋理右衛門、和泉屋源兵衛、塚口屋木右衛門、絵具屋惣兵衛、河内屋与次兵衛、摂津国屋幸次郎、米屋太兵衛、近江屋休兵衛、銭屋宗兵衛、泉屋理助、日野屋志津、紀伊国屋弥兵衛、伊丹屋五郎兵衛、和泉屋三郎右衛門、岡本屋四郎兵衛、児嶋いと、大和屋甚次郎（月行司）、山本屋休兵衛で、やはり十九名である。

この人たちが選挙に直接関わった町人と見るべきである。七年の隔たりがあり名前も変わっている。

「丁中名前控」と「仁風便覧」を比べてみる。

一目見て、「丁中名前控」と「仁風便覧」に変化は見られない。文政十三年の十二月に元号が天保元年になり、七年は大きな変化を与えなかった。

選挙権を持つ準町人の家守のメンバーを「丁中名前控」から拾う。伊丹屋季兵衛（伊丹屋四郎兵衛家守）、加藤由章、小川屋甚平（月行司）、小川屋利兵衛、和泉屋金七、泉屋新右衛門、丁字屋甚助（月行司）、布屋茂助、和泉屋吉兵衛、柏屋忠助、会所屋敷家守丁代勇助の十一名である。

当事者の年寄伊丹屋四郎兵衛と関係する家守に選挙権はない。また、会所の家守も選挙権はない。これは利害関係を阻止し、公正を期

「丁中名前控」	「仁風便覧」	相違点など
伊丹屋四良兵衛	伊丹屋四郎兵衛	〈良〉と〈郎〉、同じ文政十三年にまとめられた「新御年寄和泉屋三郎右衛門様御任役一件」においては、〈良〉ではなく〈郎〉になっている。言うまでもないが〈良〉は口ウとも発音される。この時代にも音を該当する漢字に当てはめていた。
河内屋与次兵衛	河内屋与兵衛	〈次〉がない。世代交代が間違いか明白ではない。
撰津国屋幸次郎	津国屋幸次郎	これも〈撰〉がない。撰があってもなくても〈つのくに〉と読む、大坂町鑑でも撰津国町と書いてつのくにとルビがうたれている。当時としては撰があってもなくても、つのくにと発音して、漢字で表現する場合、当事者の判断に寄っている。
日野屋志津	日野屋七郎兵衛	〈志津〉が〈七郎兵衛〉に変わっている。これは女名前であるから婿を貰ったか養子縁組をしたか不明だが日野屋の家は健在である。
児嶋いと	児嶋屋伝兵衛	〈いと〉が〈伝兵衛〉に変わっている。日野屋同様女名前であるから三年以内に変わった。
泉屋理助	泉屋理介	〈助〉と〈介〉、両方共スケと発音される。伊丹屋四郎兵衛の件と同様である。

するためである。

女名前は中継相続人であるから選挙権はない。明治に至るまで婦人の選挙権がないことを考えれば当然と言える。

利害関係で言えば月行司も選挙権はない。この三点を考慮して人数を調整する。

「丁中名前控」からは、

大坂屋理右衛門、和泉屋源兵衛、塚口屋木右衛門、絵具屋惣兵衛、河内屋与次兵衛、撰津国屋幸次郎、米屋太兵衛、近江屋休兵衛、銭屋宗兵衛、泉屋理助、岡本屋四郎兵衛、紀伊国屋弥兵衛、伊丹屋五郎兵衛、和泉屋三郎右衛門、山本屋休兵衛の十五名。

家守は、

加藤由章、柏屋忠助、和泉屋金七、泉屋新右衛門、布屋茂助、和泉屋吉兵衛の六名、併せて二十一名、この人たちが新年寄の選挙に参加したのである。

先の月行司の話では「新御年寄和泉屋三郎右衛門様御任役一件」の月行司は三名いる。更に月行司の趣旨から言っても毎月かわっていくのが普通だが、寅二月十四日、月行司小川屋甚平・大和屋甚次郎、寅三月十日小川屋甚平・大和屋甚次郎、寅三月廿八日丁字屋甚助と寅の三月には三名の月行司がいる。類例を探して見た。「年中勘定仕法立」文政七年（一八二四）も二人、式本松町の「町内式目帳」天明四年（一七八四）は二人、尼崎町式丁目「丁内規矩書」宝曆十一年（一七六一）も二人、津村南之町「町中諸祝儀定帳」安永五年も二人、塩

町四丁目「町内定式帳」寛延元年（一七四八）も二人、「炭屋町」元文二年（一七三七）は四人、「西高津新地五丁目六丁目」安政六年（一八五九）は三人と町により月行司の人数が異なる。本町壱丁目の月行司の細則は見あたらない。その状況に応じて判断をしていたと言えない。

話を身上に戻す。三月廿二日に西衣笠才右衛門様が来られるので人別帳と水帳を持って丁代より口上で答えなさい。西衣笠才右衛門については、『大阪の町奉行と裁判』の中に諸役人表があり、それによると矢部駿河守定謙が西町奉行（天保四年七月～同七年九月）の任期中に同心として、寺社役・兵庫西宮上ヶ知方の役務を担っていた。しかし、文政十三年（天保元年）当時の役務は不明。

三月廿七日に南組惣会所より差紙が到来、明日廿八日、五ツ時に町人全員の呼び出しがあった。五ツ頃下宿新屋に揃い、惣会所表で口上を述べ、程なく惣御年寄の野里様・金谷様より、跡年寄は和泉屋三郎右衛門へ申付けた。町人中から御請証文と印形をなし、跡年寄より証文と印形を東寄所へ曉六ツ時持参して両殿様へ差し上げる事。

和泉屋三郎右衛門は下宿に帰り、ご一同に挨拶を済ませた。

伊丹屋五郎兵衛はお預け、加藤由章は病気のため不参。この段月行司の丁字屋甚助が惣御年寄中へ申し上げた。

右の書付を差し出した所、伊丹屋五郎兵衛のお預け相済み、加藤由章の病気も全快次第閏三月廿一日に印判を持参して惣会所へ行き、印形を済ませた。

閏三月九日は、水帳絵図并浜地坪数御帳面へ張紙の支度をする。東町奉行所地方役与力の大西善之進様へ届ける。

宛先は御番所様四枚

御橋掛り四枚

惣会所三枚

町内六枚

その形式は

和泉屋

三郎右衛門

文政十三年閏三月廿八日年寄役被仰付

尺巾水帳絵図浜地坪数御橋一件都而帳面大小在之其時々見くらべ尺巾仕立候

それでは張紙の行方は町内六枚とある。水帳に三枚、絵図に三枚を張る。水帳・絵図で一組なら、本町壱丁目は南組に属する。南組惣会所に一組、地方役所に一組、本町壱丁目の町内に一組。御橋掛り四枚は、本町橋は公儀橋だから橋掛け町の四町である内本町橋詰町、本町壱丁目、南本町壱丁目、上半安土町壱丁目に届けられ、御番所様四枚は地方役が二枚、東西の奉行所が保有、他は不明。

同じ閏三月九日に東町奉行所の寺社方、与力の田中源右衛門様へ報告のところ既にお聞き済みであった。

閏三月九日に和泉屋三郎右衛門は、水帳方の後藤萬蔵殿（後藤は役人ではない。惣会所で水帳の仕事をしている者）へ張紙三枚を差し出し

た。

同日本町御橋御請証文に年寄名と押印と張紙をして、東町奉行所勘定役・吟味役・極印役の与力であった片山一兵衛様に届ける。

右はご不在で明十五日五ツ時に来るように言われ、張紙は済んだ。

寅閏三月廿八日

一表口四間巻尺巻寸

年寄和泉屋三郎右衛門居

宅屋舗

此売券高廿四貫六百六拾匁

但巻間巾二六貫目之売券

惣会所の月番町より差し出すように言われて差し出した。

### 3 西高津新地五丁目六丁目の場合 安政六年

西高津新地五丁目六丁目の兼帯町年寄の史料を知る人は知っていた。何故知られていたのか。安政六年における町年寄の選挙が行われ、町人が入札した投票紙が珍しいこともあって知られていたのである。それらの史料が入っていた袋の表書きは左記に示す。

安政六未年六月朔日

町内年寄銭屋林兵衛病氣二付願上退役御閏濟二相成跡年寄南竹屋町二住宅平野屋五郎兵衛江是迄之通両町兼帯被為仰付候右一件諸書物并入用割方参会相企候一件諸書付写類入

西高津新地五丁目

六丁目<sup>29)</sup>

まさに自治大阪を象徴している。丁式目の多様性もそうだが、町年

寄選任のまとも町に必要な事項を書いている。

午十一月廿三日、安政五年のことである。年寄が病気になり役儀が

困難になり、退役したい願を申され、皆様に相談したいから不参なく会所に集合してください。

この文面で西高津新地五丁目の会所に集まったのは月行司を含めて

十八人である。

午十一月廿三日

月行司

大和屋治左衛門

櫻屋元市 印

尼崎屋久兵衛 印

大和屋甚兵衛 印

○木綿屋四郎兵衛様 印

入河内屋卯右衛門様 印

麩屋重七様 印 御多分

淡路屋弥兵衛様 印 御多分

入備前屋太左衛門様 印

入平野屋五郎兵衛様 印

和泉屋喜兵衛様 印 御多分

鍵屋仁兵衛様 印

木屋得兵衛様 印

木屋徳二郎様 印

同じく西高津新地六丁目の文面は五丁目と同様で

淡路屋忠兵衛様 印 御多分  
 紀伊国屋弥兵衛様 印  
 雑喉屋栄造様  
 入代判善輔様 印  
 入榎屋喜市様 印

午十一月廿三日

月行司

大和屋治左衛門  
 榎屋元市 印  
 尼崎屋久兵衛 印  
 大和屋奎兵衛 印  
 入茨木屋儀助様 印  
 入大和屋太助様 印  
 入大和屋太七様 印  
 入池田屋安兵衛様 印  
 吉野屋又吉様 印御多分宜敷御礼申上候  
 河内屋九左衛門様 印右断  
 入丹波屋利兵衛様 印  
 山城屋八兵衛様 印御多分  
 山田屋藤兵衛様 印御多分  
 京舛屋仙造様 印御多分

和泉屋政八様 印御多分  
 米屋弥市様 印御多分  
 和泉屋要助様  
 大和屋吉兵衛様 印御多分  
 山田屋忠兵衛様  
 中村屋儀助様 印御多分  
 入大和屋治兵衛様 印  
 近江屋又兵衛様 印御多分宜敷御礼申上候  
 三田屋伊兵衛様 印御多分  
 吉田屋弥平次様 印御多分  
 入山城屋弥助様 印  
 越前屋彦兵衛様 印御多分  
 入大和屋伊兵衛様 印  
 入岩仁屋新兵衛様 印

西高津新地六丁目の会所に集まったのは月行司を含めて二十八人である。

急廻文は緊迫していた。町年寄が病気になり直ぐにでも退役したい願いであった。しかし、年内は余り日が無く、しかも年の瀬を控えて忙しく、特に多くの用事があり、今退役されては町として非常に迷惑を蒙る気持ちを抱いていた。月行司・年行司より町年寄の退役をおしとどまり、来春まで見合わせてはどうかと再度申し入れしたが、病気のため勤めは難しい返事だった。昨夜一同と相談の上、寄合の方々が

ら見合わせて欲しいと申し入れたが、病状が深刻であるからと言つて聞き入れてもらえず、やむなく当月中に退役願を差出し、取り決めについて相談することになった。昨夜御不参の方も居られるので、この話を披露して全員で承知の上調印する段取りであった。

午十一月廿四日

月行司

大和屋治左衛門印

檉屋元市 印

尼崎屋久兵衛 印

大和屋甚兵衛 印

年行司

山城屋弥兵衛 印

平野屋五郎兵衛印

中村や儀助様 印

山田屋忠兵衛様 印

大和屋吉兵衛様 印

和泉屋要助様 印

京舛屋仙造様 印

山田屋藤助様 印

山城屋八兵衛様 印

丹波屋利兵衛様 印

吉田屋弥平次様 印

三田屋伊兵衛様 印

木屋得兵衛様 印

木屋徳一郎様 印

近江屋又市様 印

大和屋治兵衛様 印

紀伊国屋弥兵衛様 印

淡路屋忠兵衛様 印

河内屋九左衛門様 印

茨木屋儀助様 印

吉野屋又市様 印

池田屋安兵衛様 印

大和屋太兵衛様 印

大和屋太七様 印

淡路屋弥兵衛様 印

鍵屋仁兵衛様 印

河内屋利右衛門様 印

麩屋重七様 印

備前屋太左衛門

代判善助様 印

越前屋喜兵衛様 印

大和屋伊兵衛様 印

岩仁屋新太郎

町年寄の選挙

あれほど年末の跡年寄選任を否定していた住民は、思惑通り事が運んだことになる。文書はそのあたりの事情を何も語っていない。

廻文、町年寄銭屋林兵衛病気により退役することになり、跡年寄の書上げをするように言われた。この件に付き相談をしたいので明十三

日早朝に全員が会所へ出席して下さい。

未四月十二日

西高津新地五丁目

月行司

六丁目

代判新兵衛様 印  
木綿屋四郎兵衛様 印  
和泉屋喜兵衛様 印  
榎屋喜市様 印

中村屋儀助様 印  
大和屋吉兵衛様 印  
今宮弥三兵衛様 印  
京外屋専蔵様 印  
和泉屋政八様 印  
山田屋藤兵衛様 印  
山城屋八兵衛様 印  
丹波屋利兵衛様 印  
榎木屋元市様 印

山城屋弥兵衛様 印  
三田屋伊兵衛様 印  
大和屋次左衛門様 印  
大和屋次兵衛様 印  
近江屋亦市様 印  
紀伊国屋弥兵衛様 印  
吉野屋又吉様 印  
池田屋安兵衛様 印  
大和屋吉兵衛様 印  
大和屋太七様 印  
榎屋儀助様 印  
大和屋甚兵衛様 印  
木綿屋四郎兵衛様 印  
榎屋喜市様 印  
大和屋伊兵衛様 印  
越前屋喜兵衛様 印

以上は西高津新地六丁目

廻文、西高津新地六丁目の廻文と同内容なので省略する。

未四月十二日

西高津新地五丁目

六丁目

月行司

河内屋卯右衛門様 印

麩屋金七様	印入
尼崎屋休兵衛様	印入
淡路屋弥兵衛様	印
備前屋太右衛門様	印
雑喉屋栄蔵様	印
代判善助様	印入
平野屋五郎兵衛様	印入
鍵屋仁兵衛様	印入
岩仁屋新太郎様	印入
代判新兵衛様	印入
木屋得兵衛様	印入
木屋得次郎様	印入
淡路屋忠兵衛様	印入
和泉屋要助様	印入
山田屋忠兵衛様	印入
和泉屋喜兵衛様	印
紀伊国屋弥兵衛様	印入

西高津新地五丁目六丁目の跡年寄を入札で選ぶことになった。

入札の人数は左記の通り。

五丁目六丁目町人合 三拾九人外二家守七人

入札の節、三枚以下の者は書き上げないこととする。開札の結果

貳拾貳枚	平野屋五郎兵衛
五枚	木屋徳次郎
五枚	木綿屋四郎兵衛

右の三人を書上げる。

壹枚	山城屋八兵衛
壹枚	山城屋弥兵衛
壹枚	尼崎屋久兵衛

右の三人は相談以下の札数により書上げ人数を除くことになった。

多分付札 四枚

合わせて三拾九枚

文化式五年（一八〇五）六月町内二而掛屋敷相求申候当時二而三

代

他町持南竹屋町二住宅六丁目丁人

一造酢商売 平野屋五郎兵衛

入札廿貳枚 当末五拾貳才

平野屋五郎兵衛の履歴があるので左記に示す。

養子で生国和州高市郡今井本町筆屋太七の倅、幼名は喜代恠

十七才の時五左衛門方江奉公に出て、喜兵衛と改名、実体に働

く。

十八才つまり天保拾貳五年（一八四二）八月五左衛門が病死す

る。相続人がなく、天保拾三寅年（一八四二）三月五郎兵衛にな

る。病身で代判は高津五右衛門町榎並屋庄蔵借屋平野屋利兵衛。

嘉永三戌年（一八五〇）二月病気が全快する。代判を退き、直名前になり家督相続をして、身上向人柄宜敷これまで諸掛りはない。算筆はできる。

家内 上五人 下六人

南竹屋町居宅屋敷

一表口四間半

裏行式拾間

吉役

居宅土蔵 吉ヶ所

右同町続屋敷

一表口七間半

裏行式拾間

吉役

右屋敷式ヶ所嘉永三戌年十月元伏見坂町伊勢屋平蔵方江銀式拾三貫目の家質に差し入れる。

西高津新地六丁目掛屋敷

一表口拾四間半式寸

裏行拾七間五尺九分六厘九毛役

右家屋敷吉ヶ所安政四巳年八月同町岩仁屋新太郎代判新兵衛方江銀高拾貫目の質物に差し入れる。

玉木町掛屋敷

一表口五間半

裏行十八間

吉役

此家屋敷質物無之候

天保拾三寅年今町内二而家持拾八ヶ年二成

他町持日本橋三丁目木屋得兵衛方二同家倅五丁目丁人

一合薬商売

木屋得次郎

入札五枚

当未三十四才

右の実子は当地の出生、身上向人柄宜敷これまで諸掛りはない。算筆はできる。

五丁目掛屋敷

一表口十九間

裏行北拾七間

南拾六間三尺六寸

裏巾十九間式尺七寸

土蔵はない

吉役式部六厘七毛役

右家屋敷安政式卯年十一月淡州立川瀬村田中萬兵衛方江銀五貫目の質物に差し入れ。

先祖の家持衆式百式拾ヶ年余安政三辰年（一八五六）九月家督相続当時持吉代

他町持西高津町二住宅五丁目六丁目両町丁人

一茶道具商売

木綿屋四郎兵衛

入札五枚

当未廿七才

右の実子は当地の出生、身上向人柄宜敷これまで諸掛りはない。算筆はできる。

家内 上五人 下四人

西高津町居宅屋敷

一表口拾六間式尺四寸五分 裏行廿壹間四尺五歩

寺役半

居宅土蔵三ヶ所

右家屋敷嘉永三戌年三月津村東之町河内屋五兵衛方江銀式拾貳貫

目之質物に差し入れ。

西高津町掛屋敷

一表口拾貳間半

一表口七間半

メ式ヶ所役合

右家屋敷嘉永貳酉年五月道修町寺丁目内田屋惣三郎方江銀六拾五

貫目之家質に差し入れ。

西高津新地五丁目掛屋敷

一表口拾五間壹尺五寸 裏行拾八間

寺役壹厘五毛

同所六丁目掛屋敷

一表口拾五間

北九間三尺五部七厘

一表口拾六間式尺九寸 裏行南十六間四尺九寸

北十六間

メ式ヶ所 此役式役壹部

右五丁目六丁目家屋敷三ヶ所共質物に入らず。

西高津新地寺丁目掛屋敷

一表口七間三尺七寸

北拾七間式寸

五歩五厘役

右家屋敷嘉永五子年閏二月津村東之町河内屋五兵衛方へ銀四貫目

の家質に差し入れる。

天王寺村小儀町掛屋敷

一表口式拾間

式役

右家屋敷去ル安政四巳年十二月天王寺村堀越町奈良屋勇蔵方へ銀

六貫目之家質に差し入れる。

西高津村家屋敷

一表口拾貳間

五部<sup>39)</sup>役

右家屋敷は質物に入っていない。

先程の選挙に参加した人数は、町人三十九人と家守七人が参加した

と文書に記してあるが、札は三十九枚とある。一人一枚として四十六

枚なければならぬ。前町年寄の銭屋林兵衛、月行司は大和屋治左衛

門・樫屋元市・尼崎屋久兵衛・大和屋甚兵衛の四人、年行司は山城屋

弥兵衛・平野屋五郎兵衛の二人を含めて選挙に参加できない。今回町

年寄に選任された平野屋五郎兵衛は選任する立場であるから投票紙の

枚数は合致するのである。

前年寄・月行司・年行司の人たちとこの関係の家守も選挙に参加することができないのは他の町の式目と似たものと信ずる。三十九人は一人一枚の札に希望の人を書くが、この時、「多分附」と書かれた札がある。これは、私は誰がいいのか判断ができない、よって、得点の高い人に同意します、との意味である。

選挙に参加した人の顔ぶれについて、参考史料があるので見てみよう。年号は未ノ六月、六月は新年寄が決まりお祝いを催す月でもあった。西高津新地五丁目六丁目の顔ぶれを紹介する。

覚

一此度御年寄代り二付諸入用銭高合百四拾五メ七百八十五文相掛り内八拾貫廿三文□打在之差引六拾五メ七百六十式文不足二相成り候付早速割方之上取集可申之処当間八御公役多分相掛り候付前出不足之分当時之処年行司手元分取替置追而割方其上取集可申相談当月十六日相極り候得者御不参之方も有之候間今一応御沙汰申上候此段御承知可被成候以上

掛り

未ノ六月

月行司  
年行司

中村屋義助様印

山田屋忠兵衛様印

和泉屋要助様印

京舛屋専造様印

和泉屋政八様印

山田屋藤兵衛様印

山城屋八兵衛様印

丹波屋利兵衛様印

櫻木屋元市様印

山城屋弥兵衛様

三田屋伊兵衛様印

大和屋次左衛門様印

淡路屋忠兵衛様印

木屋得兵衛様印

木屋得次郎様印

大和屋次兵衛様印

近江屋又市様印

紀伊国屋弥兵衛様印

茨木屋義助様印

吉野屋又吉様印

池田屋安兵衛様印

大和屋左兵衛様印

大和屋太七様印

淡路屋弥兵衛様印

大和屋甚兵衛様印

鍵屋仁兵衛様印

尼崎屋久兵衛様印

河内屋卯右衛門様印

麩屋金七様印

木綿屋四郎兵衛様印

備前屋太右衛門様印

雑喉屋栄蔵

代判善助様印

越前屋喜兵衛様印

大和屋伊兵衛様印

岩仁屋利太郎

代判新兵衛様

櫻木屋喜一様印

和泉屋喜兵衛様印

銭屋林兵衛様印

代貳貫目

三貫五百八十七文

右五六丁目人三拾四顔二割

吉顔二付百六文ツ、

右者御年寄江兩町丁人分先例之通祝（巻）お相送り申候御承知二候八、

御其錢一包下候以上

未五月廿七日

月行司

年行司

茨木屋儀助様

大和屋吉兵衛様

池田屋安兵衛様

吉野屋又吉様

丹波屋利兵衛様

山城屋八兵衛様 印

山田屋藤兵衛様

和泉屋政八様

京外屋専蔵様

今宮屋弥兵衛様

大和屋吉兵衛様 印

中村屋儀助様

大和屋次兵衛様 印

近江屋又市様

紀伊国屋弥兵衛様

淡路屋忠兵衛様

三田屋伊兵衛様

山城屋弥兵衛様

越前屋喜兵衛様

木綿屋四郎兵衛様

河内屋卯右衛門様

麩屋重七様

尼崎屋弥兵衛様

備前屋太右衛門様

雑喉屋「（破）」様 印

鍵屋仁兵衛様

町年寄の選挙が終わり、新年寄は平野屋五郎兵衛に決まった。

安政六未年五月廿七日 新年寄への御祝いとして

一松魚 吉籠

代貳貫五百八十七文

一酒印紙

拾枚

木屋得兵衛様  
 岩仁屋新太郎様  
 和泉屋要助様  
 木屋得次郎様  
 和泉屋喜兵衛様  
 山田屋忠兵衛様

西高津新地五丁目

六丁目<sup>(3)</sup>

文書では、五月廿七日に松魚や酒印紙を新年寄に贈った箇所<sup>(3)</sup>に下札があった。

この年の五月八日に町年寄ノ廃止があった。文面は

(下札)

但御年寄代り二付先例之通早速参会等相催可申之処未刻御年寄御目見江も相済不申候而取込居候間追手御案内可申上候御祝いの会を催すところ、御年寄が見えられず、きつとお取り込みのためだろう、追っ手案内をします。

この前日には新年寄を御招請したので費用を割る。「御年寄替二付町内参会入用割方帳」西照庵で銀百八十四匁を使用(一人前銀五匁、端数銀四匁はサービス)

町代や下回りの者へ茶漬け銀九匁(一人前銀壹匁五分貳厘、端数銀壹分貳厘はサービス)迎えの衆に茶漬け銀六匁(一人前銀壹匁五分)中居に銀拾式匁(一人銀三匁)爛場炭代が銀式匁、右同人(迎えの衆)に心付け銀式拾式匁五分(一人銀五匁六分貳厘五毛)、町代や下回りの者へ損料銀式拾七匁(一人銀四匁五分)蠟

燭代錢一貫五百文、五丁目六丁目下人一同に支度代、錢八貫七百六十四文

總代錢三拾六貫五百十八文になる。

新年寄より振舞金(金貳百足、代錢三貫四百文)

戎鯛 吉樽同断(酒代払いなし)があった。

差引残錢三拾三貫百拾八文を右三拾四人で割る。一人前九百七拾五文(一人、九百七十四文)だった。三十四人の名前は次の通り。

中儀、山忠、泉要、京専、泉政、山藤、山八、丹利、山弥、三田伊、淡忠、木得家守大次分、木得、大次、紀弥、近又、茨義、吉又、池安、大太、淡弥、錢林家守大甚、鍵屋、河卯、駄重、備太、雑喉栄、木四良、同人家守樫元、同人家守大伊分、岩新、越喜、泉喜家守樫喜、尼久

未七月十三日七ツ半刻限

右東の間にて、夕御膳の折に渡した。

#### 4 西高津新地五丁目六丁目の場合 明治四年(一八七二)

安政五年(一八五八)に新しく町年寄に選任された木綿屋四郎兵衛は、明治四年末二月に高津宮の禰宜職を仰せつかり、民籍から除かれ、町年寄のお役御免が採用され、跡年寄人札を仰せつけられた。御昇進の訳を町人に披露する。<sup>(3)</sup>

大御年寄への願書

安政五年三月に年寄役についてから今日まで勤めてきた。祖先以来高津宮にて代々神職に就いていたが、維新時の沽券は農商戸籍になり、神職を勤めていては聖帝の神靈に追隨しても恐れ入ることばかりである。禰宜職仰せつけられては採用されまずよにお聞き届けください。就いては民籍を除くと共に年寄役を御免していただけるよう聞き届けて欲しい。

願書を差出したところ、二月廿八日に高津宮社司に召し出され上宮座六戸を知っているかと聞かれた。三月三日大阪府より明四日出てくるように言われた。

跡年寄の入札に関しては月行司を呼ばないかわりに四郎兵衛から通達して欲しいといわれた。

いままででない方法である。古来順守されてきたのに、何があったのか、維新以後の大阪の行政は大きく変化していた。左記に行政の変遷を記す。

明治二年（一八六九）五月 三郷の制を改め惣年寄を廃し、町組の制を布き、大組に大年寄（官選）町組に中年寄（民選）を置き、町代は廃止町年寄（民選）はそのまま町会所廃止、町組会議所設置<sup>(33)</sup>

明治二年六月四日 三郷ノ廃止・四大組ノ新設<sup>(34)</sup>

一大川筋・土佐堀・安治川より北を北大組とし、長堀筋から堀・生駒町之場通りより南を南大組とし、西長堀より東を東大組とし、西を西大組とす

一 町毎に年寄役一人を置、町内を支配し、時によりて八、一町内之惣代に立べし

一 町組毎に中年寄一人を置、丁組内之諸町年寄を管轄せしむ

一 中年寄・議事者者、其町組中之入札、町年寄等其町中之入札を以、向後三年毎二七月下旬公撰之上、役儀進退すべし

一 町組内之諸町々、盗難・火災、其外非常等有之節者、互二相救、共々渡世之安穩をはかるへし

一 町組毎に、凡中央之地二て会所を設け、町組内之集議、御布令其外伝達之事件を取計処とすへし

一 町内饑饉・孤独・廢疾・無告之窮民八申に及はず、火災・盗難に罹り、又八産業を失ひ渡世難渋に立至るものある時八、速に申出へき八勿論なれとも、大年寄を始め、町役人共も精々申合、平生扶助の道を尽すへき事

一 善行・奇特人有之時八、町組内は謂二及八す、他町組たりとも、互二穿鑿シ、早速申出へし

一 町組内放蕩・無頼之者有之時八、其組丁内役方之者、其父兄並親戚共々厚く教諭を加江、善道二導くへし

一 町組内諸願事・訴訟、又八難渋之筋申出る節者、其町組内役方之者、篤与聞糺し、速に取次申出へし

一 町組寄合節八、自分弁当たるへし、飲食雜談二長し、町分之妨をなすへからず

同年 九月二十九日 中年寄及町年寄心得條々<sup>(35)</sup>

中年寄役可心得条々

一或八公事・訴訟ニ可相成出入事、下ニ而取扱候節、賄賂を請、依怙之取計いたす間敷候

一町々懇和互ニ扶助・保護の手立をなし、常ニ花美之奢を警め、無益之費ヲ省き、職業を勧め、組内成立之心を肝要たるへき事  
一常に戸籍の取しらへを不怠、町組内に不審のもの不留置事

町々年寄共可心得条々

一町内家々離散せざるやう相心掛、貧乏のもの有之ハ、難渋行キ詰らざる内、扶助の手立をなすへし

一善を勧め悪を戒め、風儀をよろしきに導事、町役の勤方にあり、心得方宜からざるものあらハ、精々教諭を加へ、行状を改めしむへし

一火之元別而念を入、夜廻等不怠相勤候様可申付事

明治三年（一八七〇）四月十四日 町年寄選挙ノ心得<sup>(96)</sup>

町年寄其他、都而人撰入札いたし候内二者、子細有之、退役又ハ咎申付候もの江入札致し候もの有之哉二相聞江、以之外不都合之事二候、向後右様心得違無之様可致もの也

同年五月 町組会議所廃止、大会議所は存置<sup>(97)</sup>

同年 五月十八日 大年寄・町年寄等ノ任免

浅田市兵衛 長田作兵衛 右大年寄申付候事

新たにこの兩名に大年寄を任命した。

大年寄助役御廃止二付、免役申付候、是迄精勵いたし候段、奇特之

事二候事として五月に山中善五郎・金谷実太郎・広岡信五郎・尼崎又右衛門の四名を免役した。大年寄をしていた今井与三右衛門と中村左近右衛門も免役になり、その言い分は左記の通り。

其方共儀、人撰を以大年寄申付候付而ハ、御維新之折柄、諸人目指いたし候程之勉勵も可有之処、旧習尊大之氣風を免かれず、勤仕不參勝之聞得有之、左候而者、御用筋自然与下役まかせ相成、

旧来之悪弊改革之目的不相立、不容易役儀申付置候詮無之、遺憾之事二候、依而免役申付候事

但、別段不調法者無之候付、苗字帯刀其方一代差免置候事

更に東大組中年寄二十名、西大組中年寄八名、南大組中年寄五名、北大組中年寄十二名、合わせて四十五名を免役した。理由は、御用が少ない、無用の入費が重なつた。これらが市中の迷惑になつた要因である。新たに中年寄の人数を減らし、東大組中年寄六名、西大組中年寄五名、南大組中年寄三名、北大組中年寄三名、合わせて十六名とした。

大阪三郷と呼ばれていた惣年寄がなくなつた。その代わり東大組、西大組、北大組、南大組と四つの組に再編され、町年寄の呼称や役目も変わる節目の頃、つまり幕藩体制最後の町年寄の選挙といつてもよい。

跡年寄の入札に係わる事になつた平野屋四郎兵衛は後任年寄を選任する作業に入った。

一入札拾八封

西高津新地五丁目人共

一入札廿貳封 西高津新地六丁目丁人共

メ四拾封

従前西高津新地は五丁目六丁目の兼帯年寄であり、これからも町人全員がそれでよいとしている。明治四未年三月十日に月行司の三田屋伊兵衛と丹波屋利兵衛が大阪府庁に御願に行った。三月十一日には天王寺の御賢察より聞き合わせがあった。それは平野屋四郎兵衛の高津宮禰宜職就任にあつて、維新後農商戸籍に加入して神職を司るのは憚るが仰せつけてほしい旨を聞き届けてくれた。

入札参加は次の通りで

一五丁目町人内住宅

他町持

一六丁目町人内居町

他町持

家守吉人

右四拾人

投票人数は四十人で白札一枚宛、お尋ねの人数を申し上げる。

西高津新地五丁目二住宅

搗米渡世

山城屋弥兵衛  
当末四拾七才

此弥兵衛幼名秀吉与申生玉満後品御郡所市村古市屋忠助倅二而丁内山城屋弥市方江式拾七ヶ年已前天保十五辰正月入家仕同二月々養家相統罷在

一貳代二而年数三拾式ヶ年住居之町人

一吉役七毛 一家内上五人 下五人 一身上宜敷

一人柄宜敷 一身持宜敷 一氣質宜敷

一実体成方 一算筆通例 一町内隣町氣受宜敷

敷

一居宅表口拾五間七寸 裏行拾七間

一土蔵式ヶ所

一同町掛屋敷表口拾三間四尺五寸 裏行四間

一同断 表口拾五間 裏行拾七間

一同断 表口拾五間 裏行四間

一同断六丁目掛屋敷表口 裏行

一同町同断 表口 裏行

一右六ヶ所不残質物二入無之

一当時公事職無之 一年寄役より

弥兵衛奇特の儀を差出した。

万延元年、五丁目六丁目裏借屋へ白米五合宛式百六拾軒、壱石三斗を施行する。

明治三正月、五丁目借屋和泉屋十蔵へ白米貳升を施行する。

同六月六丁目、卯之助へ白米壹升を施す。

同年十二月六丁目、借屋大和屋徳兵衛へ米三升

明治四年（一八七二）二月六丁目借屋の妻子へ米貳升を遣わす。<sup>38</sup>

二人目は

搗米渡世

六丁目住宅町人

播磨屋仁助

当末七拾三才

右仁助義西高津新地九丁目大和屋龜藏代判彦兵衛借出二罷在  
八ヶ年已前文久四子年二月丁内雜喉屋栄藏家屋敷買受丁内江  
引越来其後住宅罷在候

一初代二而八ヶ年住居之町人

一老役

一身上向宜敷

一身持宜敷

一実体成方

一丁内隣町気受宜敷

一居宅表口 裏行

一同丁掛屋敷表口 裏行

一同断表口 裏行

一右五ヶ所共質物二人無之

一年寄役不届<sup>39)</sup>

一家内上五人 下式人

一人柄宜敷

一氣質宜敷

一算筆通例

一土蔵壹ヶ所

一同断表口 裏行

一同断表口 裏行

一当時公事掛無之

右之通天王寺御用仕被差出候事

書き出しは高得点者三名だが、ここでは二名の記述である。しかも得点数の記載がない。未三月廿三日に南大会議所より連絡が

あつて明日廿四日四ツ時に麻祿着用にて御庁に来るようにとの事。廿四日御庁に行き、五丁目六丁目の兼帯年寄を仰せつかつた。

一大会議所 一中年寄 一月番町

右のそれぞれの月行司に印形をなし、年寄の届書を同日に差出す。

今日(三月二十四日)御裁判所より年寄役を仰せられた。それで御祝いとして五丁目の町内より金式両を頂いた。名前を掲載する。

未三月 年行司 丹波屋利兵衛

同 播磨屋仁助

同 尼崎屋久兵衛

平野屋五左衛門殿 印

岡本屋清三郎殿 印

美濃屋久兵衛

代判吉兵衛殿 印

美濃屋徳助殿 印

大和屋安兵衛殿 印

大和屋太兵衛殿 印

小間屋嘉助殿 印

錢屋季治郎殿 印

ひし屋吉兵衛殿 印

木綿屋芳治郎殿 印  
 代判五右衛門殿  
 河内屋宇右衛門殿 印  
 麩屋金七殿 印  
 金沢屋市郎兵衛殿 印  
 越前屋与三七殿 印  
 越前屋喜兵衛  
 代判与三七殿 印  
 橘屋熊四郎殿 印  
 岩仁屋新兵衛  
 代判新五良殿 印  
 竹屋市太  
 代判庄七殿

未三月 同 年行司 丹波屋利兵衛 印  
 同 播磨屋仁助 印  
 同 尼崎屋久兵衛 印  
 山田屋九兵衛殿  
 丹波屋萬助殿 印  
 河内屋辰蔵殿 印  
 国分屋弥助殿 印

同じく六丁目の町内方から金貳両を頂く。名前を掲載する。

萬屋久吉殿 印  
 京舛屋仙蔵殿 印  
 和泉屋政蔵殿 印  
 山田屋藤兵衛殿 印  
 山城屋八兵衛殿 印  
 藤守嘉兵衛殿 印  
 三田屋伊兵衛殿 印  
 木屋得三郎  
 代判得兵衛殿 印  
 戎屋藤七殿 印  
 近江屋又七殿 印  
 大和屋鑑兵衛殿 印  
 大和屋治兵衛殿 印

三月二十五日は町人衆中が組合の町々の御年寄に御礼廻り<sup>⑩</sup>。  
 三月二十八日には水帳絵図への張紙を準備し、大阪府庁に窺いを立  
 てた。当然願いは聞き届けられる。

水帳の奥 絵図の奥 四組年寄名前帳  
 右の三枚である。  
 この一件の費用が出ている。  
 一金百疋 大御年寄  
 一金壹歩一朱 町行司式人 留役三人 但壹朱ツ、  
 一金百五拾疋 右会議所小使中

一金三朱 聞合方三人  
 一錢四貫九百五拾文 組合町御年寄六人 中御年寄三人 〆九箱  
 代扇子  
 一金壹部<sup>(歩)</sup>三朱 組合町書役七人  
 一錢貳貫七百分文 同断 小使九人  
 一金百疋 丁内 書役 清七  
 一同五拾疋 同 家内  
 一金百疋 同 小使 辰二郎  
 一同五拾疋 家内 式人  
 一同五拾疋 同 音七  
 一錢貳貫文 髪結 式人  
 一同壹貫文 清八 五三郎  
 一同三百文 夜番人  
 二月廿七日 退役願之せつ  
 一六貫三百文 支度代  
 三月五日 御耳出之せつ支度代  
 一三貫六百分文 同九日  
 一六貫八百五拾文 入札持参中せつ当日支度代  
 同廿八日 張紙断  
 一四貫五十文 支度代

一壹貫九百五拾文 片木壹枚のし 水引諸紙代  
 〆金貳兩壹歩卜錢四拾七貫九百五拾文  
 一金壹兩壹分<sup>(歩)</sup>一朱 先御年寄江挨拶実綿代  
 一金貳兩 新御年寄江御祝料  
 惣合 金五兩貳歩卜錢四拾七貫九百五拾文  
 差引残<sup>(1)</sup>  
 明治四年に入ると改革はさらに進んだ。

明治四年五月八日町年寄ノ廃止<sup>(12)</sup>

四大組町年寄惣代 中年寄

今般改革ヲ以、町年寄一統廃止申付候事

同年同日四大組ノ編成替<sup>(13)</sup>

一四郷中割付惣計五拾四組、番数貳百拾四号与相成候処、従前  
 之町年寄三步一二減少、人撰之上、一卜番二付小年寄一人宛  
 差置、一人に付給金拾兩ツゝ差遣候事

一改正之上、町々何組何番与相唱へ、混雜致間敷候事

一就右、是迄町年寄へ差出来候給料之廉々者、已来毎二ヶ月末

二取集、最寄大会議所へ可差出、且家屋敷売買二付歩一金半

分文、市中へ差遣候分共、新撰少年寄給料二差加へ可遣候事

一是迄一町毎二年寄役一人宛差置、其町内数百軒ヲ支配し、公  
 事・訴訟者不及申、何事二不依取計為致候義二付、不軽訳二  
 候処、近来役儀名聞与成行、諸事疎略二相成、町人願伺等之

節者、病氣・故障申立、付添不致、職掌總而相立不申二付、  
今度人撰申付、増給料差遣候間、各其受持町内心ヲ尽し、精  
勤可致候事

明治五年

同四月二日中年寄ノ人選<sup>(14)</sup>

区々中年寄二可任見込之人体、町々少年寄、町内惣代二相  
立、人撰入札、封書を以、来ル四月三日一區限り取纏メ、当  
府へ可差出事

同四月十日年寄給料及取締人費徴収法<sup>(15)</sup>

是迄差出来候袴摺料・四ヶ所入用並二取締入費等、当三月限  
総而廃止、改而當四月より中少年寄給料・取締入費左之通可  
差出事

一 大年寄八官府より給料被立下候二付、別段町分より差出二  
不及候事

但、大年寄詰所雇入給料、其他諸雜費八、畢竟市中一統之  
ため取賄ひ候儀二付、現入用高、市中一般役数に割付差出  
べし、尤右差出方八、入費詳細精算、明細書を以普く公布

二 可及事

一 中年寄へ役料諸雜費として、一ヶ月毎二其区中一役二付銅

貨三錢七厘宛可差出候事

一 少年寄へ役料諸雜費として、一ヶ月毎二其区中一役二付銅

貨八錢五厘宛可差出候事

一 取締諸入費として、一役二付一ヶ月銅貨四十九錢三厘宛可  
差出候事

右八月々一區限り取纏め、毎月廿日迄に大年寄詰所へ可差  
出候、尤右之外年寄二対し、余計之出財一切不相成候事

一 町限り諸入費之儀、不分明にして、其出す筋を不知人に疑  
惑を生じ候様二而八、決て不相濟儀二付、其筋明らか一

統へ申聞せ、取集め可申候、尔後少年寄並二伍人組頭式人  
或八三人、勘定旬番相立、總而之入費八、明細勘定帳を  
以、半季毎二町内一統へ普く相示し候様可致事

一 会議所集会等之節、無謂飲食料を町内へ割附、又八家屋敷  
買得・家替振舞祝儀等、種々目名を付取立候様之義、急度  
禁止せしめ候事

同五月三日大年寄以下諸年寄ノ改称<sup>(16)</sup>

一 大年寄 総區長

一 同助役 副総區長

一 中年寄 區長

一 添年寄 副區長

一 少年寄 戸長

明治に入り町年寄も大きく組織変更がなされた。大阪の自治は町単  
位が最小であつて、旧幕でいう惣年寄が先行していたわけではない。

町年寄の選挙は町人、準町人の全員が参加していた。そして、自治を

形成する責任を持っていた。

## 注

- (1) 朝日新聞四六七二二号、朝日新聞大阪本社 二〇一一年十一月二十五日
- (2) 「町年寄改選一件」西高津新地五丁目・六丁目、安政六年、「町年寄改選投票紙(三十九枚)一揃」西高津新地五丁目・六丁目、安政六年(一八五九)、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (3) 大阪市南区長堀橋筋二丁目外九十一ヶ町区『南区志』大阪市南区役所、一九二八年
- (4) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第五、清文堂出版、一九七九年
- (5) 「丁内定目録」北組本堺町、宝暦三年(一七五三)、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (6) 「式目帳」南組順慶町壱丁目、寛政二年(一七九〇)、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (7) 「諸祝儀式目并勘定立帳」金澤町、文化五年(一八〇八)、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (8) 「当丁内掟定式目写」南組本町壱丁目、文化七年(一八一〇)、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (9) 注(6)に同じ
- (10) 「式目帳」炭屋町、安永六年(一七七七)、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (11) 「町式」南本町四丁目、天明二年(一七八二)、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (12) 注(11)に同じ
- (13) 「新御年寄和泉屋三郎右衛門様御任役一件」本町壱丁目、文政十三年(一八三〇)、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (14) 注(13)に同じ
- (15) 注(7)に同じ
- (16) 「大坂水帳所在目録 仲田薫弘『大阪府立図書館紀要』第二号、一九六六年
- (17) 「丁中名前控」本町壱丁目、文政十三年、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (18) 「仁風便覧」天保八年(一八三七)、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (19) 注(13)に同じ
- (20) 「年中勘定仕法立」南米屋町、文政七年、『大阪市史』第五、清文堂出版、一九七九年
- (21) 「町内式目帳」式本松町、天明四年宮本又次『近世大阪の経済と町制』文献出版、一九八五年
- (22) 「丁内規矩書」尼崎町式丁目、宝暦十一年、大阪市史編纂所『大坂の町式目』一九九一年
- (23) 「町中諸祝儀定帳」津村南之町、安永五年、大阪市史編纂所『大坂の町式目』一九九一年
- (24) 「町内定式帳」塩町四丁目、寛延元年、大阪市史編纂所『大坂の町式目』一九九一年
- (25) 「炭屋町」元文二年(一七三七)、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (26) 注(2)に同じ
- (27) 注(2)に同じ
- (28) 注(2)に同じ
- (29) 注(2)に同じ
- (30) 注(2)に同じ
- (31) 注(2)に同じ
- (32) 「町年寄代り」西高津新地五・六丁目、明治四年(一八七二)、大阪商業大学商業史博物館所蔵
- (33) 注(3)に同じ
- (34) 大阪府史編集室『大阪府布令集』一、大阪府、一九七一年

(46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35)  
注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注  
(34) (34) (34) (34) (34) (32) (32) (32) (32) (34) (34) (34)  
に 同 じ に 同 じ に 同 じ に 同 じ に 同 じ に 同 じ に 同 じ に 同 じ